

航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 航空法施行令の一部改正

国土交通大臣以外の者が設置しようとするときに国土交通大臣の許可を受けなければならない航空保安施設から「レンジ」及び「Zマーカ―」を削除し、「衛星航法補助施設」を追加すること。

(第一条関係)

第二 航空法関係手数料令の一部改正

衛星航法補助施設の設置の許可を申請する者等が納付すべき手数料の額を定めること。

(第二条関係)

第三 附則

この政令は、平成二十五年五月十日から施行するものとする。